

## 郷中教育の成立過程(上)

―「咄相中から郷中へ」の諸問題について―

安藤 保

(一九九〇年十月十五日受理)

### はじめに

筆者はすでにこの問題に関連し、「郷中教育の再検討試論」<sup>(1)</sup>および「郷中教育の再検討―咄相中の諸問題」<sup>(2)</sup>の論文を発表しているが、これらの論文で明らかにしたのは次の点である。

1、今まで「定説」化していた郷中教育の基礎であり、また指導方針であるとされる天文八年「島津忠良・貴久連署掟」、および慶長元年「二才咄格式定目」の二つの史料は、文書形式・内容の面からして、記載される年次の史料としては問題があり、郷中教育の起源をこの史料に求めることは不適切である。したがって、近世初期の二才の実態と教育については、この史料から離れ明らかにされるべきである。

2、各郷(外城)および鹿児島城下に作られた二才の集団―咄相中―は、武士としての心構えを作り上げていくという精神修養団体としての面は著しく希薄であり、身体鍛練のみを重視した団体であった。

3、薩摩藩は、このような二才に対し、一貫して学文の重要性を指摘し、二才の粗暴な行為を禁じてきた。島原の乱鎮圧のための軍事行動を最後として安定した政治状況が出現すると、薩摩藩も、他藩と交際のできる武士の養成の必要にせまられた。その方向への萌芽は、光久の治世

においてすでに見られるが、吉貴はそれを積極的に進め、二才教育は、島津義弘の教育に代表される国風遵守の方針から脱し、新たな段階に入ることになった。

本稿は以上の内容を受け、郷中教育の団体・組織の単位ともなり、しかも郷中教育という名前の与えられる理由ともなっている郷中の成立過程について検討する。

従来、郷中は咄相中から発展したものであり、吉貴の時、郷中の地域を画する方限が作られ、宝暦期に「稚児相中掟」が作られることからでも分かるように、稚児までを含む組織の成立をへて、重豪期(斉興期の重豪の政務介助の期間中迄を含む)に、方限の青少年の全員加入による郷中が成立するとされている。相中が地域を限らない任意加入であるのに対し、郷中は方限内の青少年の強制加入である点が最大の違いであるが、郷中の教育方針などは相中のそれを継承しているとす。

このように、咄相中から郷中への道筋は指摘されながらも、郷中教育の研究にとり重要な意味を持つこの移行過程段階の実態については、郷中教育に関する史料の少ないこともあって、必ずしも十分な検討がなされてきたとは云えないのではなからうか。特に、本稿に関する部分では、つぎの問題点が残されていることを指摘しておきたい。

第一には、郷中の成立について重要な意味を持つ方限についても、その成立についての検討はなされず、郷中との関係についても論者により区々である。

第二には、本稿で扱うこの期間には、島津重豪の開化策、次代の斉宣期における重豪の開化策に反対する近思録派の改革、重豪のそれへの弾圧(近思録崩れ)、という政治上の重大事件が起っているが、このような藩政の推移が、同藩の青少年教育にどのような影響を与えているかの検討が充分なされていない。

第三には、薩摩藩の青少年教育に新たな段階を画する吉貴と、重豪の教育観の検討が不十分のまま、吉貴期に方限の成立、重豪期に郷中の成立というように事実のみを指摘することで終っているために、方限内の青少年を、強制的に全員加入させる郷中の成立理由や必要性が明確にされていない。

右のような研究上の現状に鑑み、本稿では、以下、一、方限と郷中、二、吉貴の教育方針と実態、三、「稚児相中掟」の検討、四、重豪の教育方針と実態、について検討を加えることにより、咄相中から郷中への移行について明らかにすることを目的としている。

## 一、方限と郷中<sup>(3)</sup>

方限とは一定の地理上の区画を指す。すなわち、鹿児島城下の武士居住地を、鶴丸城を境にし、北を上方限、南を下方限と二つに大別するが、この上・下の方限は、複数の小方限からなっていた。その方限を単位として作られた団体（組織）が郷中である、というのが、通常なされる説明である。例えば、昭和三十五年刊『鹿児島県教育史』では、「郷中」というのは方限の意味で、元来区域をさすのであるが、薩摩藩時代には同じ区域すなわち同一方限内における青少年の士風錬磨を目的とした団体をいった」とあるのが代表的な記述である。

方限と郷中の関係については、ここまでは概ね一致し、特に説は分かれていない。しかし、郷中の地域を画する方限については論が分かれる。松本彦三郎氏は『郷中教育の研究』において、つぎのように方限の成立と、郷中への移行過程について説明する。

（吉貴の治世期に）二才衆の交友には遠方に行くことが禁ぜられ、その範囲に地域的制限を受くるに至って、ここに「方限」なる概念が

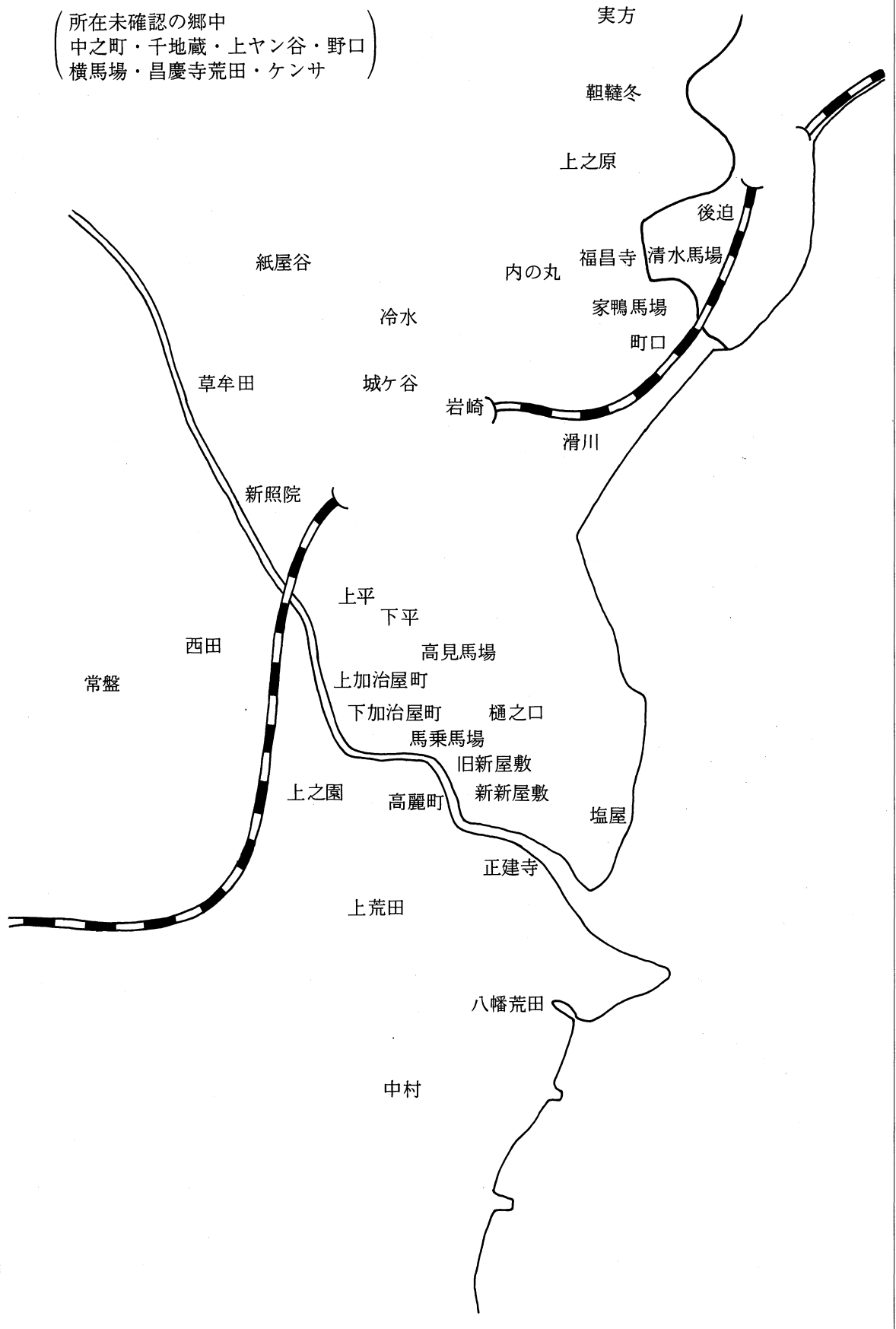
起つてきた。即ち「方限」は、二才衆の不行跡・喧嘩等を取締る目的を以て起り来つたものと云ふことができる（中略）方限の概念は二才咄に於ては一層強く問題とされるに至り、遂に「咄相中掟」の條項にまでも此の概念を取入れることとなった（中略）宝暦頃の咄相中では、地域の外廓性、その境界線は、相当に強調されてゐたが、それに囲まれた領域内にはなほ諸種の異分子が混在してゐて、完全統一からは遠い状態に止つてゐた。故に方限概念は此の頃にはまだ単に輪廓的意義しか有たなかつたと云はねばならない。しかし此處まで進めば、郷中の成立は容易である。同一方限内に居る二才たちが尽く、咄相中の仲間になれば充分だからである。<sup>(4)</sup>（傍点筆者）

すなわち、吉貴の時、若者の不行跡等を厳しく取締る目的を以て方限ができ、その方限内の全青少年を組織化することにより郷中が出現する、とするのであるが、肝心の郷中の基礎となる方限が何によって画されたかについては明らかにしていない。<sup>(5)</sup>

このような松本彦三郎氏までの理解に対し、昭和三十年代以降、方限を薩摩藩の兵編成である組と関係あるものとして理解する見解が出てくる。昭和三十五年刊『鹿児島県教育史』では、「薩摩には同一方限の小番、新番、御小姓与等の平士で組織した与があるが、この与と同じく城下の小番、新番、御小姓与の子弟の錬磨教育のために団結したのが郷中である」と、曖昧ながら、方限と与・郷中との結び付きを示した。さらに、与と郷中の関係を、原口虎雄氏は、「城下士といつても、大方は、小番・新番・御小姓与に属する『平士』であつたが、その子は、地域ごととに結社して、六つの『郷中』を組織してゐた。この郷中制度は、一朝ことあれば、そのまま軍団として転用される」と、郷中を、宝永二年に編成される鹿児島城下の六組体制の組が作られる範囲の地域として、すなわち方限として作られるとした。『鹿児島市史』は、さらにこの関係

図1 郷中の配置

(所在未確認の郷中  
 中之町・千地蔵・上ヤン谷・野口  
 横馬場・昌慶寺荒田・ケンサ)



を簡潔に、「藩主の家臣団統制と相まって組(与)がつくられた。組の単位が方限であり、学校制度のなかった当時において、方限の子弟教育機関として重要な役目を果たしたのが郷中組織である」と記している。しかし、『鹿児島市史』は、郷中の数が三十三あるとすることからすれば、この組が原口虎雄氏の云う六組体制の組とは異なる組であるのは明らかであるが、それがどのような組を指しているのかという点については云うことを避け、曖昧にしている。

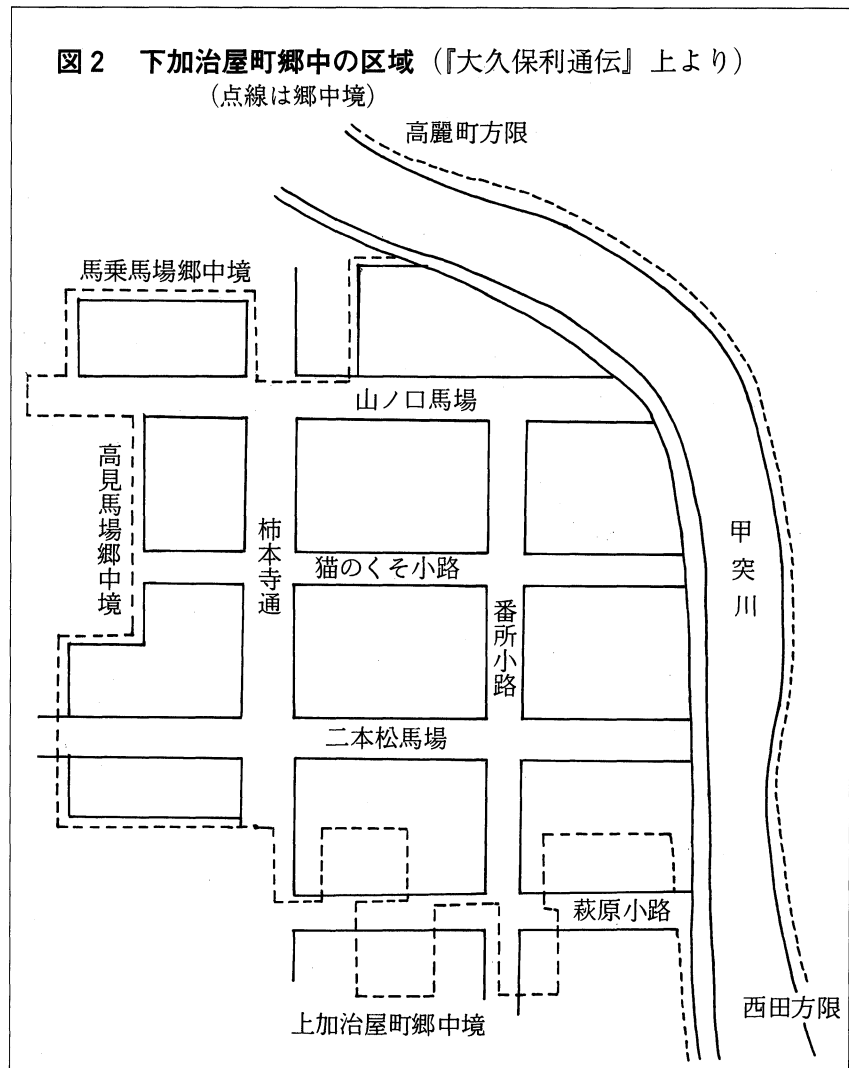
以上のように、方限は、青少年の取締りのため作られた地域であるという説と、兵編成としての組を単位とする地域であるという説があるのである。前者の場合、方限成立の目的が明確であるために、本来、方限は強く意識されることになり、それゆえに方限の区画は明確であると考えられるのにもかかわらず、方限という地域がどのような基準により決められてきたかという点は説明されていない。また、後者の場合も、郷中の数と組の数からして、どのような組を指しているのか曖昧なのであり、方限と郷中の関係については曖昧な点が残されたままであるといえよう。

したがって、つぎに示す児玉家の「日記」の記述は、この方限と郷中の関係を知る上で重要な手がかりを与える。

ここで取り上げる児玉家は、文政三年、小番の家格である児玉四郎兵衛家から別立する家である。同家は小姓組として別立すると、四番与小与四番入りし、同九年柿本寺通に転居するのにもない、二番与小与五番に組替になっている。さらに天保十五年には高見馬場通へ転居するたため、同与小与七番へと組替になった。

「日記」の記述は、高見馬場通へ転居の後、児玉五兵衛の肩書として

図2 下加治屋町郷中の区域（『大久保利通伝』上より）  
（点線は郷中境）



度々出てくるものであるが、つぎのようにある。

二番与小与七番方限、

御小姓与 児玉五兵衛

（傍点筆者）

この史料によれば、方限は兵編成の組の基礎となる小組であるということになる。

もし、この史料の通り、方限は小組であることが承認されるならば、従

来記述の差異はあるにしても、「定説」化されている、方限毎に郷中が作られるという理解は見直す必要が出てきたことになる。

宝永二年以降、鹿兒島城下の組は、地域毎に編成され、家老組を除くと六組である。一・六番組は十一の小組、他は十の小組からなるから、六十二の小組があることになる。この小組が方限を作り、方限毎に郷中が作られるとすれば、小組の数に應ずる郷中がなければならぬが、いままで知られる鹿兒島城下の郷中の数は、時期を無視するならば、図1に示す四十一郷中である。<sup>(8)</sup>近世初頭には十八の郷中があつたと頼山陽は謡っているが、この数が実際の郷中の数を示すと理解するには、さらに検討の余地があるにしても、時代により数は変化するともいえる。しかし、薩摩藩のような地域の対抗意識の強い土地柄では、本来作るべき郷中を作らないままに放置していたとは到底考えられないのであり、さらに検討の要がある。また、四十一の郷中の数も網羅された数であるか確かめる手だてもないため、断定はできないが、この数字から複数の方限が一郷中を作っていたこともあつたとの説は肯首できる。<sup>(9)</sup>

図2に示す嘉永初期下加治屋町郷中の図によれば、郷中は一円性を持ちながらも、馬場、小路等により区切られた整然とした地域ではなく、周辺部は出入りの多いことが知られる。このことは、自然発生的に方限ができ、郷中が出来るのではなく、組編成などのような人為的意図が働いていることを示しているのは明らかである。しかし、先に触れたように、郷中の数がすべて分かっているとはいえず、小組と方限の関係を他に検証したわけではないので、方限の区域がどのようなようにして決められたかは仮説の域を出ず、今後の研究を俟ちたい。

## 二、吉貴の教育方針と実態

前節で述べたように、方限は、宝永二年四月、組の改組により「最奇を以て組分け」たことに起源を持つと考えるのであるが、方限の起源を組に求めない松本氏等も、同時期に、地域のまとまりとしての認識は充分でないとしても方限が作られたとしている。共に吉貴の治世期に方限の成立を認めている。この時期が、国風遵守の方針から転換する時期であることについては既に指摘したが、この方針転換には、どのようなことが意図されており、それが郷中教育の成立過程にとってどのような意味を持っているのか検討する必要がある。

「二十一代吉貴の代には、文物制度を幕府にならつて文物百般を改革した(中略)元禄期から享保期にかけてようやく文物制度の中央化が現れた」と概説されるこの期の特筆すべき一つが、家格の固定化と、それに応じた格式の付与である。

次の家格固定の表にみるように、宝永三年より享保三年の期間、特に正徳三年と享保三年に、家格についての法令が出されているが、この意図はつぎの史料より窺えよう。<sup>(10)</sup>

一筆令啓上候、其方弥無吳之旨珍重存候、然は当家之儀如被存、五百年来領国も不相替、致繁榮来候、依之氏族之枝葉多相別候、其中二は漸々致衰微、称号を名乗候ては不成合之者も有之付、今度段々格式を相改申付候、其許へも右躰之者於有之は、此方之趣二応、被申付可然候、委細は家老共より可申達候、恐々、

六月朔日 吉貴

島津淡路守殿

御宿所

島津家を始めとし、それぞれの家系に支流が多くなり、その家名を名乗るのにふさわしくない家が出てきているために、格式を改めるとい<sup>14</sup>ある。この指示に従い、同日付で具体的な指示が家老よりなされた。その一部をつぎに示す。

一 於御家中大身分之衆は、二 男迄は御称号并久之御字名乗可申候、三 男以下は御称号御家之御字名乗申間敷候、右三男以下之名字之号、又名乗之字、此節新二 拝領被仰付候名乗之字は、其家元祖実名之字を被下候、(略)<sup>15</sup>

すなわち、大身分については、島津の称号、名乗りの久の文字の使用を許す範囲等を定めた。一所持以下の各家格についても、家格に応じた同様の指示をなし、さらに、川上・佐多・新納家等十七の家を「御子別号」の家柄、町田・伊集院の両家を「御子別格」の家柄と定めると共に、「氏族之家々庶流」三十三家をも定め、家格を明確にした。<sup>16</sup>

このような家系の枝葉の整理により、家格・格式に序列付けられた、他藩同様の、整然とした、まさに近世的家臣団となった。

このような家格・格式重視の治世においては、武士は四民の長として武士らしくあることが強く求められる。

一、士之格式を迦し候義二 付、御僉儀におよび被召込置、有筋を白状致さず偽りを申通り候二 付ては、早竟其訳不埒明義可有之節は、其段月番御家老へ得指図候上、士ニても拷問可申付、将又申分実儀には不相聞得筋に申通、口問までにてハ実儀不相究もの有之候とも、士之格式不迦ものハ嗽問申付には及間敷候、<sup>17</sup>

公事糾明に関する規定であるが、「士之格式を迦」していない場合は、申し立ての内容が疑わしいと考えられる時でも、拷問にはかけないとしている。また、評定所の規定でも、同様に「士ニ被遂僉儀候義有之付上屋に召置候者も、士之格式を迦候段無紛相究候以後は、前々通打込二可

被召込置事<sup>18</sup>」と、士の格式を外しているか否かにより取扱が異なるのであり、いかに武士らしく有ることが重視されたかを知りうる。

このような公事糾明という特別の場合に限らず、日常の行動全般にも武士としての嗜みが求められた。

磯の館に吉貴がいる時、無刀で釣りをしている武士を見つけ、呼び寄せ、「釣りはいかにもあれ士之無刀にて罷在候は甚身分ニ不似合」と沙汰したので、側に仕える者も、この後どのような沙汰があるのかと心配した。しかし、この武士が笛吹きの家筋であることがわかり一曲吹くように命じた。それを聴き、その者の笛の嗜みの深さに満足し、何の処罰もなかった、との逸話がある。<sup>19</sup>

この逸話では、事もなく済んでいるが、武士が無刀で外出するという、身分に関わる無作法は厳しく取り締まられている様

家格の固定

家 格	内 容
御一門 家名方	元文3年 一所持の身分を離れ、家格成立。 正徳元年 大身分四家を一所持の家から離し、きつとした家格とし、元文3年四家と定まる。
一所持・一所持格 寄合・寄合並 小番	正徳3年 家格として定まる。 正徳2年 家格としての寄合、寄合並決定。 宝永3年 小番入り願い付けの規定出される。享保3年、寄合・寄合並の2男・3男の家格決定。
新番 大番	正徳3年 家格新設。 寛保2年 鹿児島士は城下士と呼称を変える。安永9年、外城士は郷士と改称。
小十人	小姓組の分家をこの家格とし、天明7年新設。

子が窺え、「士道不覚悟」の場合はさらに厳しかった。

於江戸或武士共四五人列立致外出、於茶屋酒共給りいか成時宜ニヤ、右之内耆人をさんざんに嘲いたせしに、右之者其場ハ無事に引取罷帰候得共、如何様残念ニ為存哉、始終之成行細々書殘、其夜致自害相果、右列合之面々身上如何可被仰付哉と皆人あやぶみ居たる事之由、然処、右之段吉貴公達御聴、被遊御意候ハ、士たる者夫程恥辱を受残念ニ存候ハ、於其場こそ覚悟を可究に、其成にして引取候は近頃未練之至、弥間別相違無之、相手ニ罷成、切腹申付ニ不被為及との御沙汰にて候らひしとぞ、<sup>(20)</sup>

義弘の喧嘩禁止令のみならず、吉貴より出された掟でも、

一喧嘩・口論堅令停止也、万一不意之儀付究争論候共、随分致堪忍短慮之働無之様致覚悟、道理於有之は可遂披露、理不尽ニ事をやふるにおいてハ、沙汰之上加成敗可没収所帯、勿論双方荷担之人は、不<sup>(21)</sup>論理非可為本人同罪事、

と、固くそれを禁じ、短慮の振舞いをしないようにとあるにもかかわらず、武士の体面を損じたことを重くみて、自害の者を不覚悟、未練の者と決めつけ、加害者にあたる者は成敗されなかつた。

このような武士として誇りを持ち、行動するためには、未成年期からの教育が必要であることは当然である。

一昨日南泉院辺にて、士之子共と相見得、前髪角入有之候もの共、刀を後二指候者有之候、刀を後二指候ては、急ニ拔候儀難成筈候得は不心掛ニ候、且亦大りはヲ取、衣裳を短ク着候て致徘徊候、此節初て右躰之無行跡被成御覽、見せ物などの様有之候、右行跡之儀ニ付ては、前々より段々被仰出趣有之候得共、今以右通無行跡有之、不<sup>(22)</sup>宜候、早竟は与頭大形故、今ニ不相直候と被思召候、右ニ付ては角入前髪有之者拾三より上之者、惣様相集、御家老見分いたし、行跡

不<sup>(23)</sup>宜ものハ、御意無之内は、前髪取角入候事差免ましく候、尤行跡宜ものハ致見分御意之通可差免候、

一与頭より東郷藤兵衛へ可申聞候、藤兵衛は武芸之師を仕候得は、稽古ニ参候者之内、若年之者共も可有之候、後二刀ヲ差候ては、拔候事も不相成、せハき道ヲ步行候事も不相成筈候、刀指様も不存様ニ有之候ては、士之心掛大形ニ相見得候、ケ様之事を氣付不申候段、指南之いたし候様不<sup>(24)</sup>宜と可申聞候、藤兵衛外ニも武芸指南いたし候ものハ、刀之指様行跡等之儀迄も若年者へは可申聞候間、組頭よりは亦可申聞候、

元服直前の角入前髪の稚児であつても、髪<sup>(25)</sup>の結様・服装・行跡、および武士の象徴である刀の差様にいたる全てが、武士の子供としてはふさわしくないのであり、直接監督する立場にある組頭、武芸を通じ武士としての覚悟を教授すべき武芸師範などに格段の指導を促し、さらには、稚児から二才への通過儀礼としてある角入を、行跡の悪い者へは、たとえ規定の年齢に達した者でも許さないというのである。

このように、年少者にはまず形を整えることから始め、さらに法を遵守することを徹底するため、稚児であつても、法令に違反する場合には必罰の方針を採つた。

御庭の池に水鳥余多被召置候か、外ニ出海辺諸所ニ居候故、前の濱ニて一切浮鳥ニ相障ましき由申渡ありし処に、十二三歳比の者か、祇園の洲にて、石礫ニて浮鳥を打ちあて候、其事聞得て、糺方有て、右の者は手鎖を卸し則十日外方へ徘徊せし也、科も輕ク殊ニ年少之者なれとも、法を破りたる者へは稠敷被仰付と、諸人の見懲の思召ならん、<sup>(26)</sup>以上のように、武士身分、格式の重さを強調し、それにふさわしい行動を稚児を含めた全ての武士が取るよう求めたのである。その教化徹底のため布達されたのが、つぎに示す「毎朔之御条書」である。

掟

- 一 (公儀の仰出等を厳守)
- 一 (キリシタン・一向宗の禁止)
- 一 当家累代第一相守 公儀之御政法并參勤交代無懈怠相勤之、且又国家之仕置無緩疎就申付之首尾能所令連続也、国中之者共存此旨、励忠義奉公方無異義可相勤之、  
附親子兄弟之睦、明友之交、正礼法不可紛風俗、就中若者共学文武芸俄修練難成事候間、別て心かけ可嗜之、其身勤正鋪行跡能者奉公之品能可召仕之、連々我ま、に生立、士二不似合月代・衣類等異様之為躰ニテ大勢列立、或路次・門頭に寄屯、非法之狼籍等を働、仕置之妨に成儀甚以不可然、稠敷令制禁之事、  
一 武具・馬具等分限相応ニ可調之、見分迄を存、或異様或結構成道具調間敷候、匱相ニ有之候共不事欠儀を専相考可致所持、左様成心懸領過分之知行、忘数代之恩顧、耽身之安樂、或妻子以下之衣類を飾、或愛酒宴遊興、内証之驕に身上令衰微之輩は、不勘之至也、尤雖為小身心分限可致其心得、何之子細も不相知進退令逼迫、奉公難勤もハ可及僉儀之間 常々可用儉約、次ニは一身之以才覚領地をも雖致所持、何之勤も不致、恣に誇利欲、専自己之輩は、為国家之費之条、能々可守仕置之趣儀可為肝要事、  
一 (家老・奉行・頭人等の申付を守る事)
- 一 不依何色ニ党をむすひ、類を曳、或鬲頂、或致連判、其所之妨可成程之事を相企儀、一切令禁止訖、若違犯之族於有之は可行嚴科、口事・沙汰之儀於組中可相濟之、自然組中之扱於不致承引は可遂披露、決断之上非儀ニ相究候は可為重罪事、  
一 (喧嘩・口論の禁止)
- 一 (隠居願の規定)

一 (乱気者の取扱規定)

一 (地頭所・領地の仕置)

一 (境目の警備)

右条々堅固可相守之、此外加判形申渡置候条目之趣、致忘却間敷候、就中留守中之儀、不依大身・小身領国靜謐之儀専可心掛候、若違犯之族有之は可及沙汰者也、仍如件、

宝永三年四月朔日

毎月朔日に法令を読み聞かせる慣習は、国老の伊勢貞昌が、御法度毎々御座候、其御書出シテ毎朔読セラレ、各承候て尤ト奉存候、公儀御法度之条々皆々失念候ては越度ニ可罷成事可有之候間、度々被仰出サレ候御法度ノ条々、月毎ニ読セ候て、評定衆心ニ乗候テ罷居候之様仰付ラレ奉存候事、

と、光久へ上申し、行われるようになったとされている。<sup>27)</sup> どのような法令が選ばれ、具体的にどのようなように執行されていたかは明らかでない。吉貴の時に右の掟が「毎朔之御条書」として定められ、代替りの後もこの掟が用いられた。しかし、「毎朔之御条書」の拝見、拝聞は儀式化し、後には非難されることになるが、<sup>28)</sup> 発令当初は、当時の状況を反映し、吉貴の治世観に基づく武士として守るべき基本的内容が盛り込まれた実質的意味を持っていた法令であったと考えられる。

「毎朔之御条書」は、幕藩体制下の藩として当然守らなければならない事項もあるが、薩摩藩独自の事情から制定された事項もある。ここでは、本稿の主題に直接関係する、第三条附の風俗・学文・武芸に関する箇条、第四条儉約、利欲に関する箇条、第六条党禁止と口事等の取扱に関する箇条を取り上げる。

第三条は、学文・武芸の奨励と、風俗、特に若者の風俗・行動についての規制の部分からなっている。これらは、この期のみの問題ではなく、



近世初頭から一貫して問題になっていることであつたが、吉貴期には、先にみた理由から特に強調された。前年十一月には、「毎朔之御条書」の原案とも云うべきつぎの法令が出されている。

一平日学文武芸を相嗜、親子兄弟其外類中にもつまじく、傍輩中之交無表裏、万端風俗を不乱、正道に可相勤、武具・馬具等之儀、其用にもとづき、分限相応に可調置、見分迄を存、異様之道具、又は不応分限結構之道具、調間敷候、兎相に有之候ても、不事欠儀をもつばら相考、可致置其用意事、

一若キ者共、髪・月代、惣て為躰を見ぐるしく致、何国にも士の風俗にあらざる無作法之所行共有之付、前代より稠敷被仰付候へども、于今其風儀不相改由不届候、武芸之鍛練二付、勇間敷業は可有之事候、容躰之儀は眼前之事候故、氣を付べき之処、愛念之一通にまどひ、若輩之者共を氣儘生立せ候儀、親兄弟不届候條、此以後は親兄弟其外親類共より稠敷可申付候、早竟乍其上不届者あらば、応其謂科可申付勿論、常々申付様大形成者ハ、親兄弟親類共へ其咎可申付事、すなわち、前の箇条では、文武の嗜み、親族の睦み、傍輩との表裏無き交わり、節儉等、武士としての当然の心得を論し、後の箇条では、前代出された戒令にもかかわらず、依然と若者の風儀等が改まらないことを指摘し、これは親が子供を気ままに成長させた結果であるので、以後は親兄弟一族の責任において教諭することを命じた。

さらに「毎朔之御条書」発令後の同七年には、若者の行跡を改めさせるためにも、人の迷惑にならない山坂達者を嗜むように命じるとともに、学文・武芸を心がけ、行跡のよい者は取り立て、無芸・無能の者、行跡の悪い者には親が厳しく指導するよう命じた。<sup>30)</sup>

子供の教育は、親および親族の責任であるという二年令に加え、「毎朔之御条書」および七年令では、学文、武芸を心がけ、行跡の良い者は

取り立てるといふ、いわば利益誘導により学文・武芸を奨励し、行跡を改めさせる方向が出てきていることは注目される。<sup>31)</sup>

第四条の儉約の勧めと利欲の禁止は、幕藩制の下では、儒教思想に基づく治世観として、また、より現実的理由としては、藩財政の逼迫状況から、常に求められる内容である。特に奢侈の傾向が強くなり、藩財政も逼迫してくるこの時期は、衣服・食物・諸儀礼などの質素儉約令は当然のことであつたが、それはつぎに示すように武士の格式を無言で示す鎧持や供の数の制限にまで及び、全二十ヶ条に渡り細々と命じている。

一御一門歴々・御城代・御家老・若年寄・大目付其外重御役之面々、平日供之者大勢召列候儀可為無用候、対挟箱・対挑灯等常式ハ無用候、他所より之使者杯二出会之節は格別候、(略)

一諸役人鎧持せ候儀ハ先比被仰渡候、若党召列候儀ハ、御普請奉行・御記録奉行・長崎御付人・高奉行・物奉行・御厩別当・納殿役人・御小納戸役・御供目付・御右筆迄ハ、若党老人ハ召列可申候ても不苦候、奉行職のもの其外之役人、平生若党召列候儀無用可仕候、年首其外折目之節ハ格別二候、乍然一兩人之上は可為無用候、(略)

第六条の前段にある結党の禁止は、後の文化朋党事件に際し、処断の法的根拠となるものであるが、ここでは後段において口事・沙汰を組中で処理するように指示していることに注目したい。

組頭の職務に関する最初の法令である寛永十九年発令の「組頭へ被仰出条々」では、喧嘩・口論・訴訟の取扱について、

一喧嘩・口論・口事等出合候半時、与頭へ可申入、致遅々間鋪事一訴訟其外申分之儀、与頭へ尋候て公儀へ可被申出事、<sup>32)</sup>とある。

これらの問題が、組頭へ届け出された場合、現実には、組頭の計らいで内済されるなどの処理がなされることもあつたとしても、法的には、

組頭への届出、相談を義務づけているのみであり、その処理まで認めているわけではない。しかも、十九年令は全五ヶ条であるが、右の二ヶ条の外は、組頭の下知等に従うよう命じていることに關するものであり、組頭の職務は、包括的ではあるが、実質二つの内容からなっているに過ぎないのである。

ところが、吉貴の時に、組頭の職務内容、権限が大幅に拡張する。「組頭覚悟之事<sup>(34)</sup>」としてあげられるものは、右の喧嘩口論等の処理に加え、公儀の法令・藩法遵守の監督、学文武芸の奨励、奉公の心がけ・孝行・家業出精者の上申と悪心不忠者・行跡の悪い者への指導・処罰、虚病者の上申、前髪取・半元服者の見分等十五ヶ条に及んでいるのであり、組士の子弟を含め、組士の日常生活全般が組頭の監督と裁量の下に置かれる状態となった。

右に見てきたように、吉貴は、襲封直後から势力的に藩政に関わり、形の上でも、武士の意識においても、近世封建体制に適應するように改めようとしたのである。しかしその意気込みにもかかわらず、形は整ったが、内実は意図と反したものになったのである。吉貴の施策全般について批判の立場を取る徳田崑興の言であるので、割り引いて聞く必要があるが、吉貴の施策についてつぎのように指摘する<sup>(35)</sup>。

まず、第三条の学文・武芸の奨励等については、

諸士ノ子弟、スベテ十四歳ヨリ二十歳迄ノ間、昼夜暫モ隙ナキ様ニ時ヲ定メ武芸学文ヲ習ハセ、精ヲ出ス者ニハ、時々少シ宛ノ俸禄ヲ与ヘ、懈リ励マザルモノハ罪科ヲ申付、薩洲ノ古風風俗ノ儘ニテ打置、咎ムル事ナク、武術学文ノ外、徒ノ暇ナキ様ニ仕掛ル時ハ、自ラ喧嘩モセズ、二十三歳ニ及ベバ、他国ニ押出シテモ耻ザル良士ノ風俗ニ成ル也、如斯大本ヲ治ルコトナク、嚴令計ヲ以テ、曲ゲ付ケ改メントシ玉フ故、弥制シテ弥喧嘩止マズ、其後ハ驕奢怯弱ノ風俗ヲ似セ、喧嘩ハ止ミタ

レドモ士ノ古風廢レ武士ノ用ニ立タザル也、

と、薩摩の古風の風俗に任せ、飴（俸禄）と咎（嚴科）により、若者をいたずらの暇がないように学文・武芸に励ませるならば、他藩にも通用する良士となるといふのである。吉貴の方針も、飴（品能召仕）と咎（親、組頭等の指導・嚴罰）であったが、飴は、「学文・武芸ヲ心掛ル物ハ奉公ノ品能ク召仕ヘシト書記シタレドモ、此毎朔条時始リタルヨリ今ニ至リ、宰職頭役ニ近付、便リヲ得ルコトナキ貧窮奢ノ、学文・武芸ヲ心掛タリトテ、品能キ奉公ニ挙ゲ用ラレタル人アリシ事ヲ未ダ聞カズ」とあるように、公平でなく、かえって利欲の武士、権力者にへつらう武士をばびこらしているとした。

この利欲の武士については、更につぎのようにいつている。

役儀ノ權威ヲ邪ニシ、下民ヲ責屠リ、賦用ヲ掠メ取り、公ノ法蒙ヲ緩カニシテ、下売人賄賂進物ヲ取り、五義ノ財ヲ多ク得ルヲ御陰アル奉公ト号ケ、御心附トアリテ、御側廻リヲ始め、太夫宰職ニ取入、諂フ者ノ外ハ是ヲ勤ル事アタハズ、

また、訴訟についても、「内々ニテ家老ニ金銀賄賂ヲ進上セザル願ノ叶ヒタルタルコトナク」ともあり、吉貴の建前とする徳治と実際との間には大きな落差があった。

さらに、若者の行跡についてつぎのように云う。

吉貴主、家久主御代ヨリ以来数百年来旧染シタル薩洲ノ古風ヲ止メ、華美柔和ナル江戸風ニ改メ易ント御志シ、諸士ノ子弟幼少者トモ鹿府中ヲ徘徊シ、首ヲ拳グルコトモ成ラザルヤウニ幾重ニモ稠敷禁制シ給フ、素ヨリ貧窮ナル者ノミニテ、家屋狭ク、内ニテ同志集会スル事アタハズ、遠方ニ行ク事成ラズ、一方限、一小路ノ友トノミ交リ、夜昼辻々門戸ニ集リ、外ニ行方ナク、交ラザル他方限ノ者ニ行逢ヒ、謂ハレナキ争論ヲ起シ、喧嘩ヲ仕出ス若輩ノ者共、前代鹿府中ヲ手広ク心

任セ二行廻り、交ル事ヲ禁制ナキ時世ヨリハ益超過シテ多ク出来リ、研究者に周知のこの史料は、松本彦三郎氏が方限についての仮説を作る前提となつた史料である。しかし、また別の部分では、

喧嘩刃傷ハ止リタリトモ、婦人ニ同キ佞阿怙臆ノ士臣多ク生シ、産穀ヲ喰潰シタル迄ナレバ、国家危亡ニ至リ、害ハ喧嘩アリテ徒ラ二死スル子弟アルヨリモ甚シ、

と、喧嘩・刃傷はなくなり、怯弱の武士が多くなつてきたとも云つている。右史料で、一方限・一小路の者とのみ交わる理由を、「素ヨリ貧窮ナル者ノミニテ家屋狭ク、内ニテ同志集会スル事アタハズ」とあるのは、郷中教育では、各家庭が廻り持ちで座元をつとめることがなされていることからすれば、納得しがたい記述であり、しかも、前者と後者の史料とでは、喧嘩についての記述が矛盾しており、前者のみを真実とすることは問題があるようである。

以上の徳田邕興の吉貴への批判は、さらに検討する余地を残しているが、吉貴施策の結果についての批判としては真実に近いものが多いのではなからうか。吉貴自身、晩年、自分の政治を振り返りつぎのように云つているからである。

大隅殿病身故二国中の仕置を数年いたす事ニテ候得は、心の面白事ハ終に無之、皆自分か聞く事ハ皆々憂の事なり、其子細は、三ヶ国も手広き事ニ候間、間々ニハ学問武芸亦は忠孝の道ニ志候テ、行跡宜者も有之筈なり、然るに左様之者有之候儀を自分か耳に家老中より申出儀曾て無之、耳に入程之儀は、皆々甚き事をいたし候者共迄なり、然し自分か仕置之いたし様あしくは、行跡の宜き者無之儀かと思へハ、是のみ残念の儀に思ふなり、<sup>36)</sup>

以上見てきた吉貴の政治は、郷中教育の成立過程の中ではどのように位置づけるべきであろうか。

第一は、地域毎に編成する六組体制が成立したということである。これにより、まず小組単位の地域が線引され、方限が画された。これは、兵編成による地域割ではあつても、その単位で日常の業務が遂行されるとなれば、自ずと地域の団結が進み、地域性が意識されるようになり、方限はその地域の人々の中に確固とした地位を占めることになつたであろう。

第二は、組頭、特に地域と密着する小組頭に、幅広い職務と権限が与えられたことである。これにより、組頭は組士の子弟の行動を監視することも職務の一つとなり、他地域と競い合い、方限内の子弟の行跡を良くするように努めるようになるのは自然の成行きであつた。したがつて、松本彦三郎氏が、方限を二才衆の不行跡・喧嘩等を取り締まるために作つたとしたのは、結果と前提を逆にした論であつたのである。若者を取り締まる目的で、最初に方限が出来たのではなく、組の編成により方限ができ、組頭の職務として二才の行動などを取り締まつたのである。

第三は、子供の学文・武芸等の教育は、基本的には親・親族の責任であるとしたことである。直接には、武芸師範、有学の人物に委ねられたが、組頭もその一端を担つた。学文・武芸を怠る者へは、組頭などの指導がなされたであろうが、この段階では、まだ地域の二才・稚児が組織化され、学文・武芸の稽古に励むという状況は出てきていないのではなからうか。吉貴が、童の古文の素読を聞き、召し出したという逸話は、学文に励む子供の希であることを示しているように思われる。

第四は、稚児の風俗・行動にも細かな注意が払われるよう指示されていたということである。これにより、方限の中で稚児が指導される対象として意識されるようになってきたであろう。幕末期の典型的な郷中に現れる稚児・二才による明確な組織、教育方針はまだ出てこないにしても、稚児・二才を、地域社会、すなわち方限の中で指導・育成する方向が、この期に確定されたと云えるのではなからうか。(未完)

(1) 九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』(吉川弘文館)。

(2) 藤野保先生還暦記念論文集(雄山閣) 投稿中。

(3) 郷中という言葉の初見については、昭和三十五年刊『鹿兒島県教育史』に、「郷中という言葉は二十三代宗信の一七三五(享保二十)年有馬寛右衛門の咄に『郷中二才の衆』と見えているのはじめてである」とあり、まったく同様の記述を原口泉氏も『郷中教育の歴史』でされている。「有馬寛右衛門の咄」の原本はまだ目に見えていないが、これと同様の記述が『薩藩旧伝集補遺』(『薩藩叢書』第一編)に、「右有馬氏咄に、自分十三歳の八月十五夜躍有之、郷中二才の衆武村田上村へ行名踊太鼓入鼓ひを借り拍子を習ひ先鬼奴迄も相揃へ十五日四ツ後南泉院にて踊るへしとて差越、云々」とあり、その最後に、「右或人々聞書之有之也、有馬氏文化八末年八十九歳也と云々、さあれば享保之卯年生にて其十三歳の八月十五日とは享保廿乙卯年に当れり」の注が付けられている。この史料は、後年御船奉行を勤めた有馬寛右衛門の思い出話を書いたものであり、享保二十年に使われていた言葉を忠実に記しているかは疑問であるとしなければならぬ。なお、単純な思い違いであろうが、「二十三代宗信の一七三五(享保二十)年云々」の『鹿兒島県教育史』等の記述は、宗信が襲封するのが延享三(一七四六)年であることから、誤りであることを付け加えておく。

なお、郷中の語源については、薩摩藩の家臣団の基本単位である伍法(五人組制)に基づくものであるとの見解もあるが、「郷中の名称は土風肅正に努むる上に於て一致団結一郷を網羅せし名なる可し。凡て総括して言ふには、挙国の意を国中(と)言ひ、挙村挙家を村中家中之言ひしも皆然り」(『郷土資料 第二輯』草牟田町之部)とあることがその内容からして妥当であるように思われる。原口泉氏は『郷中教育の歴史』の中で「薩摩では平時より伍法を定め、五人をもって一伍とし、一伍の家族は平戦両時互いに和親協力施締め、戦時には二伍をもって戦闘群の単位とした。…すなわち「伍什」は名実共に平戦両時における薩摩藩家臣団の基本単位であり、生命を共にする運命共同体であった。…したがって郷中の訓みは「ごじゅう」(「伍什」)が適当であろう」とされている。確かに、樺山資

紀の「学舎の前身郷中制度に就いて」(『学舎之研究』)の中では伍中ともかかれる部分もあり、氏の説を支えているかのようであるが、同書でも多くは「郷中」の語が用いられている。また、五人組制は、鹿兒島城下では吉貴の組再編成により解体したとの説もあり、郷中が成立するときに、失われた兵編成を意識して名付けられたとすることに賛成しがたい。鹿兒島城下に、再び五人組制を導入する方向は、慶応四年であるから、樺山資紀の話には、あるいはこれが影響しているのではなからうか。また、「郷中」を甚だしくは「ごじゅう」と訓むが、これは「ごうじゅう」を短く縮める鹿兒島独特の語法であることからして、「郷中」の訓みの起源を「伍什」に求めることは不適切と考えられ、やはり「ごうじゅう」が妥当なのではなからうか。

(4) 松本彦三郎氏による本文の記述は、研究史をたどると、それまでの研究成果をまとめたものであるといえる。東郷吉太郎氏は、「旧藩ノ慣行二城下庶士ハ上下両区中十八ノ小団体アリ之ヲ郷中ト称ス」と、郷中の成立年、咄相中との関係については一切触れずに、小団体を郷中であるとするが、その小団体の範囲などについては言及していない(『薩摩土風』)。玉利喜造氏は「此郷中は即地域を局限したる団体なるゆえ又方限とも唱へたるが」と、郷中は方限の別称であるとし、また「近世郷中制度の規律正しく相成たるは恐らく島津家廿五代の英傑重豪公の造士館の御奨励ありし頃よりならん」と、郷中の整備された時期について触れている(『過去五十年間鹿兒島教育界の回顧』『学舎之研究』所収)が、方限の成立については触れていない。これに最初に言及したのは岩元禧氏であるのではなからうか。氏は「薩藩土風と郷中に就いて」(『鹿兒島城下下荒田郷土史』)において、「吉貴公以前は二才咄は其交友に付地域の制限なく、其以後に至りて地域の制限あるに至り、方限なるもの起りしこと、及郷中の方限なる地域制限あるに至りしは、若輩の不行跡、喧嘩等取締りの為に起りたるものなるを知ることを得」と、方限の成立は、若輩の取締りを目的とし、吉貴の治世に始まるとするが、また別のところでは、「土風の振興に努め、方限を定め組織を立てたるにあらずして、漸次に地域を限定し、幼年者も其

組織に入れ、郷中となれるものなるべし」と、ある時期に法定され、突如として成立したのではなく、次第に方限の範囲が固まり、それが郷中へと発展していった、との考えを示した。また、昭和十五年刊『鹿兒島県教育史』では、「咄相中は次第に発達し、拡張され、後には稚児相中をも出る様になったのである（中略）所が相中の人数が増加するに従ひ、方限毎に分れて集會を行ふ様になり、何時の間にか方限名を冠して何々郷中と称する様になったものである（中略）三十余の郷中が城下に出来るに至った」と、方限の成立には触れないまま、方限の潜在的存在を前提とし、咄相中に加わる人数の増加が方限という地域の概念を顕在化させ、郷中の成立期へと進んでいったとした。何れにしても、方限の中に郷中が成立することは示しながらも、方限はどのような基準により区切られた地域であるのか、と云うことについては、何等触れられてこなかったことが問題となる。

(5) 松本氏は、方限については、「方限」とは「方に従って区域を限る」の意である。「方」とは正方形のことである。実際の「方限」は域下の全地域に画って作られた区画で、大凡五六町四方を限って定められてゐるから、その一方限の大きさは大體一万坪の面積といふことになる」と説明するのみである。

(6) 原口虎雄『幕末の薩摩』昭和四十一年。

(7) 安藤保「城下十虎王家の日記」〔鹿兒島大学教育学部研究紀要〕第三十五巻。

(8) 『鹿兒島県史』第二巻では三十六の郷中名を挙げており、勝目清氏『鹿兒島のおいたち』では三十三の郷中が記される。双方の重複した部分を除くと、本文通り四十一の郷中となる。

(9) 松本彦三郎『郷中教育の研究』。また、複数の方限が一郷中を形成するのとは逆に、一方限が二つの郷中からなる例もあることを、染川享氏は「下荒田方限の郷中と研明舎の沿革」〔鹿兒島城下下荒田郷土史〕で、つぎのように述べている。

下荒田方限の郷中は、最近八幡神社付近を中心とするものと、正建寺付近を中心とするものとの二団に分れ、八幡郷中、正建寺郷中と称した。郷中掟に下荒田郷中とあるが嘉永年間頃は一郷中であつたのが、其後分

離して二郷中になったのか、或は対外的には一郷中であつて、内部では二つに分れて居たのか、今は文書の徴すべきものもければ、聴くべき古老も居ないので不明である。

『鹿兒島県史』第二巻・『鹿兒島のおいたち』にも、八幡郷中、正建寺郷中の二つが入れられており、島津斉彬の郷中教育改革後、その意思を忠実に現した掟としてよく知られている郷中掟は下荒田郷中であるが、『鹿兒島県史』第二巻・『鹿兒島のおいたち』には下荒田郷中の名は出てこない。また、方限の組替えもなされたこともあつたことをつぎの史料（旧邦秘録材料）は示す。

一二番組新上橋ヨリ関山札前通上手草牟田宇治瀬上手迄、  
一三番組萩原小路上手ヨリ高見馬場下通島津又六郎裏門通上手馬繁馬場清滝川上手ヨリ大門口迄、

右ハ二番組之内新照院方限、三番組之内二本松馬場通ヨリ上手之方、一番組へ召加組替被仰付候旨申渡候共、右方限居住之面々、右通一番組二組替被仰付候条、此旨表方へ致通達、奥掛、御勝手方へモ可相達候、この一番組三番までの組が、六組体制の組であるとすれば、その所在は、通常云われている地域とは違うことが注目される。これも後考を俟ちたい。鹿兒島城下の組の変遷はつぎの通りである。寛永十九年十二月、十組編成とし、他に家老組、寺社組、諸役座組を合わせ二十六組となる。正保三年、平土を六組に改組し、家老組を加え七組編成となる。宝永二年四月、従来地域入り混じりの者により編成されていた六組体制を改編し、同一地域の居住者により編成する。

(11) 『鹿兒島県史』第二巻第一編第二章。

(12) 原口虎雄「鹿兒島藩概説」〔藩法集〕8 鹿兒島藩 下』以下『藩法集』と略記する。

(13) 『鹿兒島県史』旧記雑録追録三三三三三。以下本史料を引用の時は、『追録』と略記し、巻数と史料番号のみを記す。

(14) 支流の増加は、薩摩藩が近世初頭より武士の増加を目的に、盛んに別立を進めてきた結果である。このことについては、拙稿「薩摩藩城下士の生活

と意識」「西南地域の史的展開 近世編」参照。なお、この家格の改編に付随し、もう一つの大きな方針があったように思われる。すなわち、外城士を城下士よりも低く位置づけること、これと裏腹の関係であるが、城下士に優越意識を植え付けることが制度の面でも出てくる。徳田逕興も、直士の二男、三男を足軽になした、として憤慨している。

(15) 『追録三』二二二。

(16) 吉貴が本文のように、家格・格式を改める理由については、別途考察する必要があるが、つぎの逸話は、その背景を窺う一つとして興味深く、示唆的である。

一吉貴公御部屋栖の比吉貴公よりも御舎弟花岡の方へ諸士納得致し吉貴公は何共不奉存上、御親父綱貴公も花岡の方を御氣入にて候故御役人達もあやうく奉存候処御家老樺山主計殿綱貴公へ被申上候は、御子様達福昌寺御参詣被為有御角櫓より御見物可被遊と申上候は、其通可致と有之候に付何日と相究候と諸士へ不残御供被仰付候御兄様方は殊の外小人数御弟様方は大勢にて御供致候に付、主計殿甚残念に思ひ早馬にて福昌寺に至り山門の下へ御待受吉貴公並御供の諸士も相通り御弟様御通相濟諸士御供大勢参る前へ主計殿立向ひ陪臣は是より内は成ませぬと申追返され候由、大勢甚残念に存し候由、其後御弟様の事を申上る者一人も無之、綱貴公吉貴公へ御氣を被入候由(薩藩旧伝集補遺)

(17) 『追録二』二六三。

(18) 『追録二』二二二六。

(19)・(20) 『薩藩先公遺徳』下。

(21) 一不依上下喧嘩いたし可迷言上、若私にて事を破るにおひてハ、不及理非之沙汰、双方共ニ可加成敗事、(『藩法集』一〇三)

(22) 『追録二』二二五。

吉貴自身の「仰出」で、しかもこれ以降の薩摩藩武士の、行動、心得の基準ともなる法令であるこの掟に、自害の武士は忠実にしたがっている。それにもかかわらず、士道不覚悟と決めつけられたことのみをここでは記し

て置きたい。

(23) 『追録二』九三二。同様の内容は、『薩藩先公遺徳』にも逸話として入っている。

(24) 『追録三』九二二。組中の指定の前髪取り角入については、宝永三年頃と推定される吉貴の「仰出」によると、組頭の裁量で許可するとしているが、これを家老の見分とするというのである。しかし、これは実質的には困難であり、もし、一時的に行なったとしても継続しなかつたであろう。享保九年令(『藩法集』三四六四)を見ると、「与中之諸士、角入・前髪取願出候者、与頭見分之上御免有之可然者ハ、名前月番家老・大目附見分、其上にて御免可申渡候」と、実質的には組頭の見分により行われ、形式的に、名簿による見分を家老が行うことになっていることにより明らかである。大身以上の家格の者は、家老見分を基本としたといえるが、それも「別て不成合之者を不差免」ことを眼目として、かねて家老のよく知っている者については見分する必要はなく、実際に見分けるのは、「久々御家老逢不申者」であつたのであり、家格によるものではなかつた。なお、角入・前髪取は、享保九年令では、年齢によるのではなく、「勢長ケ相応之者ハ、御家老見分けの上角入・前髪取可被差免候事」とある。元禄初期の横山長右衛門の「日記」(『薩藩旧伝集』巻二)にも、同様のことが記されており、これが慣行として定着していることが知られる。

(25) 『薩藩先公遺徳』下。年少者の処罰に当たっては、法令などの運用に慈悲を加えたとの逸話も残されている。

年少の者戲事にて御城内にて重科を仕出し、最早拾五歳二及びたれハ、御法の斬罪ニも科行ニ究りたる時、吉貴公御賢慮ありて、生月ハ何れなりし哉と御札ありけれハ、月数いまた拾五歳ニ不満由、吾ニ科を一等宥られ、拾五歳以下の御咎目被仰付、一世遠流の筋為被仰付事ありし、しかし、吉貴の隠居後の逸話ではあるが、磯の御殿に植えた桜の枝を二才共が折つたため、家老を磯に呼びつけ、枝を折つた二才共全てを切腹させるように迫つた(『薩藩先公遺徳』下)こともあり、吉貴の基本的立場は、厳罰主義であつた。

(26) 『追録二』二二五二。

(27) 『西藩野史』卷之十七。

(28) 徳田邕興は、『島津家旧制軍法巻抄抜書』において、つぎのように「毎朔之御条書」の取扱の形骸化を非難している。

吉貴主御代ニ文ヲ飾リ毎朔ノ条書ニ作り替ヘタリ、毎朔ト号ケタレバ毎月朔日ニ読ムベキ事ナルニケ年ノ中ニ二度モ形計ニ読ム、其根本ヲ偽ル、

(29) 『藩法集』一三六・『追録二』二二三四。

(30) 一若キ者共は山坂之達者ヲ心懸候儀尤可宜事候、右式之業は一身之嗜ニ罷成、人之障ニ罷成筈候、然共武芸を習、山坂之達者を仕候得は、平生之様躰も見苦敷仕、諸事人之障ニ罷成候を手柄之様存候儀別て心得違ニ候、御奉公ニ付ては何れも身命を軽々敷いたす心底候得は、御為ニ不  
宜儀と実々落着仕候ハ、成程心安き御奉公ニ候間、行跡をも相改可申事  
ニ候、

一士之子共学文武芸を心掛行跡能者は組頭中より相糺可申出候、左様成も  
のハ連々宜被召仕候、

一所行不宜者は無芸無能ニて平日徒ニ罷居、依之業をも不仕候付、悪行を  
仕外無之筈ニ候、殿様ニ御世話を掛ケ上、其身は勿論親子一類迄も迷惑  
ニ成御事をいたし候ものハ不忠不孝之者ニ候、此旨能々親々より子共へ  
可申聞候 (『追録二』二一九七四・『薩藩旧伝集巻七])

(31) 学文に熱心な者を取り立てた例として、つぎの逸話が『薩藩先公遺徳』に  
載せられている。

浄国院様何方へか被遊御出候節、御中途ニて童の声にて古文の独楽園の記  
を素読いたし候を被遊御聞、門前に遊び居候小共へ、何といふ者かと被成  
御尋候得は、川上平左衛門と申上候得は、其者をよひ出せと御意ニ付、門  
前へ罷出候処、直ニ御目見、不日に児御小姓に被召出、後に御記録奉行被  
仰付地頭職まで被仰付、隠居して川上独楽と為申由なり、

(32) 『追録二』二二五三。

(33) 『藩法集』一一七。

(34) 『追録二』二二五三。年月は記載されていないが、宝永三年頃のものとして推

定される。項目と条数のみをつぎに示そう。これにより、吉貴の関心の所  
在が窺える。

- 一 組頭覚悟之事 15ケ条
  - 一 弓馬鎗、兵法、鉄砲稽古之事 5ケ条
  - 一 衣服定之事 10ケ条
  - 一 諸節句衣服定之事 7ケ条
  - 一 名遠慮之事 13ケ条
  - 一 御家中儉約之事 10ケ条
  - 一 出家成之事 2ケ条
  - 一 士以下之者、士ニ対し無礼法外等之仕形ニ付て之事 3ケ条
  - 一 仕之非仕形所行ニ付て、死罪被仰付候者子供之事 1ケ条
  - 一 乱心者快氣仕困出之事 1ケ条
  - 一 軽い御直士其外不依何者、譜代之家来あらざる者  
を抱候て召仕様之事 6ケ条
  - 一 養子遠変之事 1ケ条
  - 一 縁組並離別之事 1ケ条
  - 一 士以下之者途中ニて士ニ行違候説、無礼之仕形於有  
之は、籠込又は路頭にさらさせ、又は手鎖可申付事 2ケ条。
- (35) 徳田邕興『薩藩旧制軍法鈔抜書』。
- (36) 『薩藩先公遺徳』下。